

「空飛ぶクルマを見据えた新たな緊急搬送体制づくり事業」の休止に関する
パブリックコメントの適用除外について

【適用除外理由】

本事業の一旦休止は、空飛ぶクルマの実装時期が後年度にずれ込む外的要因に起因するものであり、仮に予算措置をして事業を継続したとしても何ら成果を得られないと想定され、市民生活に直接的な影響を及ぼすことは極めて少ないことから、パブリックコメント条例第4条第1項第2号「市民生活に影響を及ぼさない、又は影響が軽微であると認められるとき」の適用除外に基づき、パブリックコメントを実施しないと判断いたしました。

また、今回の事業の一旦休止は、将来の空飛ぶクルマの実装が可能となる時期を見据え運用上休止するものであり、事業の本質的な変更は伴わず、現時点で事業を廃止するものではありません。空飛ぶクルマの実機の実装部分は休止となりますが、QaaSシステムや災害シミュレーションシステムは所期の目的を果たしているため事業の内容を組み替えるものでもありません。

よって、パブリックコメント条例第3条第2項の「政策等の改廃」にも該当しないと判断いたしました。

以上の理由から、本事業の休止は、条例第4条第1項第2号（市民生活に影響を及ぼさない、又は影響が軽微であると認められるとき）に該当し、さらに、条例第3条第2項の「政策等の改廃」にもあたらないことから、パブリックコメントを実施しなかったところです。